

上田市人権施策基本方針（平成20年10月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>第4章 人権施策基本計画</p> <p>3 分野ごとの基本的事項 （記載事項；現状と課題、施策の方向、具体的施策、推進担当課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性</li> <li>2 子ども</li> <li>3 高齢者</li> <li>4 障害者</li> <li>5 同和問題</li> <li>6 外国人</li> <li>7 犯罪被害者やその家族</li> <li>8 その他の人権問題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>プライバシーをめぐる問題</b></li> <li>・ 刑を終えて出所した人</li> <li>・ <b>病気にかかわる人</b></li> <li>・ <b>性的マイノリティー</b></li> <li>・ 地域社会の慣行による人権</li> <li>・ アイヌの人々</li> <li>・ <b>ホームレスの人々</b></li> <li>・ <b>拉致被害者</b></li> <li>・ パワーハラスメント</li> </ul> </li> </ol>	<p>第4章 分野別施策の方向性</p> <p>（記載事項；現状と課題、基本方針、施策の方向）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性</li> <li>2 子ども</li> <li>3 高齢者</li> <li>4 障害者</li> <li>5 同和問題</li> <li>6 外国人</li> <li>7 犯罪被害者やその家族</li> <li>8 <b>インターネットによる人権侵害</b></li> <li>9 その他の人権問題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パワーハラスメント</li> <li>・ <b>北朝鮮当局による拉致被害者やその家族</b></li> <li>・ <b>HIV患者、ハンセン病元患者など</b></li> <li>・ 地域社会の慣行による人権</li> <li>・ 刑を終えて出所した人</li> <li>・ <b>性的指向・性同一性障害者</b></li> <li>・ <b>ホームレス</b></li> <li>・ アイヌの人々</li> <li>・ <b>中国帰国者、人身取引などの人権問題や、東日本大震災などの新たな人権問題</b></li> </ul> </li> </ol>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>1 女性</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>人はだれでも、人として尊重され、それぞれにふさわしい環境の下で人間らしく生きる権利を持っています。これは男性であろうと女性であろうとすべての人に与えられた権利です。<b>ところが</b>、人類の歴史の中で、長い間女性は男性より低い地位におかれてきました。日本に<b>あっても</b>、男女同権への<b>足がかりができたのは</b>、第二次世界大戦後のことです。<b>それから</b>半世紀がたち女性の地位はかなり向上しましたが、今日でもなお女性であることで、<b>差別に悩み人権を侵害されるたくさんの女性が存在します</b></p> <p>法制度上では女性の人権を守るさまざまな動きがありますが、現実には女性の<b>就業環境</b>、家事・育児・介護の<b>負担</b>、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、<b>ドメスティック・バイオレンス（DV）</b>等さまざまな問題があります。この背景には、<b>固定的な性別役割分担意識</b>などの考え方が、<b>未だに払拭されていない状況があるからです</b>。<b>具体的には「男は仕事、女は家庭」や「育児や介護は女の仕事」、あるいは「女らしさ」の強要など、私たちの社会や日常生活の中にまだまだ根強く残っています。</b></p> <p>少子化や高齢化など、<b>いくつもの</b>課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を<b>分かち</b>合える社会の早期実現が必要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>「男女共同参画社会基本法（平成 11 年）」の理念を踏まえた「上田市男女共同参画推進条例（平成 19 年）」に規定する「上田市男女共同参画計画（平成 19 年）」に基づいて、次の施策を推進します。</p> <p><b>個人の人権が尊重される男女共同参画意識の確立</b></p> <p>男女共同参画社会は、男女が性別にかかわらず、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を担い合う社会です。これまでの社会制度や慣行にとらわれず、人権が尊重される男女共同参画への意識の<b>確立</b>を目指します。</p> <p><b>ともに個性や能力が発揮できる社会の実現</b></p> <p>市民や企業、自治会等の地域の関係諸団体、ボランティアや NPO などの各種団体やグループと行政が連携して行動し、男女が個性や能力を発揮できる社会を目指します。</p> <p><b>健康で心豊かに暮らせる充実した生活基盤の強化</b></p> <p>健康で心豊かな生活を築いていくためには、男女がともに互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ生きていくことや互いの生き方を認め合い、切磋琢磨し、充実した人生を送ることが重要です。</p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p>「上田市男女共同参画計画（平成 19 年度）」等に沿った具体的な施策を、市民生活部人権男女共同参画課を中心に、関係課が連携して推進します。</p>	<p>1 女性</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>人はだれでも、人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。これは男性であろうと女性であろうとすべての人に与えられた権利です。しかし、長い間女性は男性より低い地位におかれてきた<b>現実があります</b>。日本での男女同権が<b>進められたのは</b>第二次世界大戦後で、<b>以来半世紀以上が経ち</b>女性の地位はかなり向上しました。</p> <p>「世界経済フォーラム」の 2012 年版の「男女格差報告」で、日本は調査対象となった 135 개국中 101 位であり、<b>2 年連続して順位が低下しています</b>。これは、<b>女性議員が少なく、企業幹部も男性に占められていると指摘され、先進国や主要国の中で最低水準の評価が続いています</b>。また、<b>さまざまな場面で女性であるがゆえに複合的に困難な状況におかれている現実があります</b>。法制度上では女性の人権を守るさまざまな<b>仕組み</b>がありますが、現実には女性<b>に対する</b>就業環境の<b>不公平さ</b>、家事・育児・介護の<b>負担の増</b>、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）の<b>被害</b>などさまざまな問題があります。<b>この背景には、私たちの社会や日常生活の中に「男は仕事、女は家庭」や「育児や介護は女の仕事」など固定的な性別役割分担意識が、根強く残っている現実があるからと言えます</b>。<b>更なる男女平等を進め、女性に対する差別や偏見をなくしていくためにも、さまざまな課題の解決に向け、男女が対等のパートナーとして互いに知恵を出し合うとともに責任を担い合える社会の早期実現が必要です</b>。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>「上田市男女共同参画条例」及び「上田市男女共同参画計画」などに基づき、女性への差別や偏見をなくし、<b>互いの人権が尊重される男女平等社会を実現するために、男女が性別にかかわらず、一人の人間として個性と能力が発揮でき、ともに責任を担い合う社会を目指していきます</b>。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p><b>ア 偏見や差別意識の解消など啓発の推進</b></p> <p>女性に対する偏見や差別意識を解消するため、さまざまな機会をとらえて啓発活動を進めます。<b>固定的性別役割分担意識の解消に向け、さまざまな機会をとらえて学習活動を進めます</b>。</p> <p><b>イ 政策・方針など意思決定の場への女性の参画推進</b></p> <p>行政、企業、地域などのあらゆる分野において女性が活躍できる場を広げ、<b>政策・方針決定の場への参画推進に取り組みます</b>。</p> <p>政策・方針決定の場に参画する女性の<b>人材育成や支援を行います</b>。</p> <p><b>ウ 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b></p> <p>関係機関、団体などと連携し、啓発活動の推進や相談体制の充実、被害者の安全を確保し<b>保護救済体制の整備など積極的に推進します</b>。</p>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>2 子ども</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、<b>子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待等に見られるように深刻な状況にあります。</b></p> <p><b>法的には、平成元年（1989 年）、国連は「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択し、日本も批准しています。また、平成 12 年（2000 年）「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法。平成 16 年改正）が施行されるなど法的整備も進んでいますが、虐待やいじめによる自殺が相次ぐなど、日本における子どもの人権は今、たいへんな状況にあります。制度を整えるとともに私たち自身が地域や家庭で人権について語り合い、子どもの権利について理解することが重要です。</b></p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>「児童の権利に関する条約」の趣旨と内容の普及・啓発に努めます。また、「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年）」による「新上田市次世代育成支援行動計画前期計画（平成 18 年）」に基づいて、次の施策を推進します。</p> <p>子育ての喜びや感動を分かち合えるまちづくり</p> <p>安心して子育てができるための支援</p> <p>すべての子育て家庭を応援する保育サービスの充実</p> <p>地域全体で支え合う子育ての仕組みづくりの推進</p> <p>母性・父性が育ち子どもが健康に育つまちづくり</p> <p>新しい命を健康な心身で迎えることができるための支援</p> <p>生まれた子ども達が健康で育つための支援</p> <p>次代へつなぐ心豊かな自立した人づくり</p> <p>子どもの生きる力を育む環境の創出</p> <p>子どもの育ちを応援する環境の創出</p> <p>子育てに夢を持てる人づくりの推進</p> <p>子どもが安全で安心して暮らせるやさしいまちづくり</p> <p>子育てに快適な生活環境の整備</p> <p>子どもを交通事故や犯罪から守る環境づくりの推進</p> <p>職業生活と家庭生活が両立できるまちづくり</p> <p>働きながら子どもを育てる人への支援</p> <p>若者の自立のための支援</p> <p>父親と母親がともに子育てができるための支援</p> <p>支援が必要な子どもと家庭へやさしいまちづくり</p> <p>さまざまな状況の中で子どもが豊かな成長ができるための支援</p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p>「新上田市次世代育成支援行動計画前期計画（平成 18 年）」等に沿った具体的施策を、こども未来部子育て・子育て支援課を中心に、関係課が連携して推進します。</p>	<p>2 子ども</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>子どもも大人と同様に基本的人権を保障されています。更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。</p> <p>平成 12 年（2000 年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行され、<b>その後 2 回の改正が行われるなど法的整備も進んでいます。</b></p> <p><b>不登校やいじめ、児童虐待の問題は、依然として大きな課題となっており、不登校やいじめで悩んでいる児童生徒の早期発見、早期対応に努め、児童生徒や保護者などが抱えるさまざまな悩みを解消するため、個々のケースに応じたきめ細やかな対応が必要です。特にいじめや児童虐待は、決して許されないことであり、いじめや児童虐待の兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があることから、私たち自身が地域や家庭で人権について語り合い、子どもの権利について理解することが重要です。</b></p> <p>(2) 基本方針</p> <p><b>「上田市次世代育成支援行動計画」、「上田市教育支援プラン」などに基づき、全ての子どもたちが自らをかけたえのない存在として実感できるとともに、相手を尊重し、互いに支え合えるまちづくりを進め、心豊かな子どもを育てていく社会を目指します。</b></p> <p>(3) 施策の方向</p> <p><b>ア 子どもの人権に関する教育や啓発の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>子どもたちの人権尊重の精神を涵養し「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう保育・教育を推進します。</b></li> <li>○ <b>子どもを健やかに育てるための環境づくりが進むよう啓発を行います。</b></li> </ul> <p><b>イ 子どもを虐待から守る取り組みの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>関係機関・団体などとのネットワークづくりを推進し、相談支援体制の充実を図ります。</b></li> <li>○ <b>子どもが被害者となる事件や事故を防止するため、関係機関団体と協働し、地域で子供の安全を守る取組を進めます。</b></li> </ul> <p><b>ウ 関係機関とも連携しながら、いじめ、不登校などへの相談・支援の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>いじめ・不登校などの問題に悩む児童・生徒の早期発見対応に努めます。</b></li> <li>○ <b>いじめ・不登校などの悩みを抱える子どもや保護者に対して、関係機関や団体などが連携して、相談支援を行ないます。</b></li> <li>○ <b>教育相談所、ふれあい教室など相談窓口について保護者に周知していきます。</b></li> </ul> <p><b>エ 青少年の健全な育成の取り組みの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>青少年の健全な育成について、市民、地域、関係団体などが協力して健全な環境づくりが進むよう啓発を行います。</b></li> </ul> <p><b>オ 子育て支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>多様な保育サービスの提供をはじめ、子育てに必要な支援情報の提供を行ない、安心して子育てができる環境づくりを進めます。</b></li> </ul>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>3 高齢者</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>平成 27 年(2015 年)には 4 人に 1 人が 65 歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。これは世界に類をみない急速な高齢化です。そこで日本では昭和 61 年(1986 年)6 月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきました。更に、平成 7 年(1995 年)12 月に「高齢社会対策基本法」が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱を基本として、さまざまな取組が行われています。</p> <p>しかし、豊かな経験や知識がありながらも、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されるなど、高齢者の人権にかかわる問題が起きています。また、介護を要する高齢者への身体的、精神的な虐待の問題があります。介護を必要としている高齢者に対し、介護者が肉体的・心理的に虐待を加えるなど高齢者の人権問題が、大きな社会問題として注目を浴びつつあります。</p> <p>そのため、広い意味での社会保障制度の充実を図ることはもちろん、それぞれの家庭や地域社会で、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりを進めるとともに、高齢者との日常的な交流を促進することが必要です。また、高齢者の側も、社会とのかかわりについて前向きな意識を持つ必要があります。更に、国民一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深めることも重要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>高齢者の生きがいつくりの推進  <b>高齢者が住みやすいまちづくりの推進</b>  生活支援の充実  <b>高齢者の健康づくり介護予防の推進</b>  <b>介護支援事業の推進</b></p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p>「上田市高齢者保健福祉総合計画（平成 20 年度）」等に沿った具体的施策について、健康福祉部高齢者介護課を中心として、関係課と連携して推進します。</p>	<p>3 高齢者</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>上田市の高齢化率は、平成 24 年（2012 年）10 月 1 日現在 26.1%で、今後も更なる少子高齢化、人口減少が進み、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者の増加も予想されています。高齢者に対する虐待はその背景には認知症の問題があり、認知症に対する正しい知識の普及や地域全体で高齢者と家族を支える仕組みづくりが求められています。</p> <p>上田市では、平成 18 年（2006 年）の「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行にともない、「高齢者虐待防止対応マニュアル」を策定し、虐待防止に向けた施策を推進しています。また、平成 24 年（2012 年）には、「第 5 期上田市高齢者福祉総合計画」を策定し、高齢社会をめぐる課題に対応した施策を推進しています。</p> <p>また、高齢者への虐待や振り込め詐欺・悪徳商法の被害に巻き込まれるケースが後を絶ちません。このようなことから高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりが求められています。</p> <p>上田市では、認知症などで判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援などのために、平成 24 年（2012 年）に「上小圏域成年後見支援センター」を設置し、高齢者の権利擁護の促進と支援を進めています。</p> <p>更に、高齢者が年齢に関係なく意欲と能力に応じて働くことができる社会が求められていることから、高齢者の安定的な雇用の場が必要となっています。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>「上田市高齢者福祉総合計画」などに基づき、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、それぞれが望む生活を可能な限り住み慣れた地域で継続できる社会を目指します。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ア 高齢者の人権に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者への尊敬や感謝の心を育むなど、高齢者を尊重する意識の啓発を行います。</li> </ul> <p>イ 高齢者が安心して生活できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が住みなれた地域で安心して、生活できるよう、医療介護の一体的ケアが提供される環境づくりを推進します。</li> <li>○ 高齢者を振り込め詐欺や悪質商法等の被害から守るため、啓発や情報提供を行います。</li> </ul> <p>ウ 高齢者の社会参加や生きがいつくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が地域活動等を通じて社会参加ができるよう、生きがいつくり活動を支援します。</li> <li>○ 高齢者の経験や知識・技術を活かし、高齢者の意欲と能力に応じて就業できるよう支援します。</li> </ul> <p>エ 高齢者の権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見制度の普及と活用を促進します。</li> </ul>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>4 障害者</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>障害者を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害者に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成するすべての人々が障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。</p> <p>障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきです。障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが普通であるという考え方を、「ノーマライゼーション」といいます。わが国でも、障害者の雇用促進をはじめとして、さまざまな取組みが、「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害者の「完全参加と平等」の目標の下に進められてきています。</p> <p>平成 18 年(2006 年)4 月に「障害者自立支援法」が施行され、地域の環境や福祉施策についても大きな変革期を迎えました。</p> <p>障害者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるためには、福祉サービスの充実のみではなく、社会基盤全般を視野に入れた総合的な計画や基盤整備が必要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>「障害者基本法（昭和 45 年）」に規定する「上田市障害者基本計画（平成 19 年度）」に基づいて、保健・医療・福祉・教育・雇用等の障害者施策を総合的に推進します。</p> <p>自立支援</p> <p>啓発・交流施策として啓発・広報活動の推進等、生活支援施策として相談支援体制の充実など、生活環境施策として住宅等の環境整備、雇用・就労施策として就労環境の整備などを推進します。</p> <p>保健・医療</p> <p>保健・医療施策として障害の要因となる疾病の早期予防・治療の推進やリハビリテーション施策の充実等を推進します。</p> <p>教育</p> <p>教育・育成施策として保育・教育施策の充実や育児・教育相談体制の充実等を推進します。</p> <p>人権尊重と社会参加</p> <p>情報・コミュニケーション施策として情報バリアフリーの促進や社会参加の促進等、権利擁護施策として権利擁護の推進や権利行使の支援体制の充実などを推進します。</p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p>「上田市障害者基本計画（平成 19 年度）」等に沿った具体的施策を、健康福祉部福祉課を中心に、関係課が連携して推進します。</p>	<p>4 障害者</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>障害者を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害者に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成するすべての人々が障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。</p> <p>上田市では、平成 23 年（2011 年）に「上田市障害者基本計画後期計画」を策定し、また平成 24 年（2012 年）には、「第 3 期上田市障害福祉計画」を策定する中で、障害者福祉の向上とサービス提供体制の確保など障害者施策の総合的な推進を図っています。</p> <p>平成 24 年（2012 年）10 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、上田市でも「障害者虐待防止センター（虐待通報窓口）」を各地域自治センター及び障害者総合支援センターの 5 箇所に設置し虐待防止に向けた施策を推進しています。</p> <p>また、障害などにより判断能力が不十分になった方などの成年後見制度の利用支援などのために、平成 24 年（2012 年）4 月「上小圏域成年後見支援センター」を設置し、障害者などの権利擁護の促進と支援を進めています。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>「上田市障害者基本計画」などに基づき、障害のあるなしにかかわらず互いに支え合い、ともに地域でいきいきと生活していくことができる「共生社会」の構築を基本理念とし、障害者が住みなれた地域で、その人格と個性を尊重され安心して自立した生活をしていけるように障害福祉サービスの提供と合わせ、差別や偏見など「心のバリア」のない社会を目指します。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ア 障害者に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会の中で、障害者の人権尊重と権利擁護が図られるよう、障害や障害者に対する理解と認識を深めるための啓発を行います。</li> </ul> <p>イ 自立と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の自立を図るために、障害福祉サービスや保健、医療、介護予防施策の充実、包括的教育の確保と充実、及び雇用や就労支援等の促進に向けた取組を推進していきます。</li> <li>○ 障害者との交流・コミュニケーション支援の充実やスポーツ・芸術文化活動の振興を通じて、障害者の社会参加を推進します。</li> </ul> <p>ウ 障害者の権利擁護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の権利を守るため、関係機関と連携し成年後見制度の普及・活用を促進します。</li> <li>○ 障害者が住みなれた地域で安心して生活が送れるように、人権擁護のための相談・支援を行ないます。</li> </ul> <p>エ 安心して生活できる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、公共的建築物等のユニバーサルデザインの考え方を踏まえた地域づくりを推進します。</li> </ul>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>5 同和問題</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>わが国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けるという、<b>重大な</b>人権問題です。</p> <p><b>政府は昭和 22 年（1947 年）の「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法の制定後、昭和 36 年（1961 年）に「同和对策審議会」を設置し「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について諮問を行いました。これを受けて、審議会は昭和 40 年（1965 年）に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」との「答申」を出しました。この答申を受けて昭和 44 年（1969 年）に同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消するという目標をもった「同和对策事業特別措置法」が制定されました。これ以降、各種の特別対策を講じてきた結果、上田市でも実態的な差別は大きく改善され、平成 14 年（2002 年）には特別対策が終了し、今後は一般対策で対応することになりました。</b></p> <p>上田市での同和教育・人権啓発においては、学校同和教育で保育園・小学校・中学校・高校・大学等で取組を行い、社会同和教育で公民館における住民の学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育の実践を進めてきました。また、人権啓発としては上田市人権啓発推進委員会による啓発活動を行っています。これらの取組により、心理的な差別についてもその解消が進んできました。<b>しかし、いまだに差別事象が跡を絶っていません。</b>この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>平成 12 年（2000 年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」にしたがって、部落差別等の実態を踏まえ、上田市の実情と課題に対応した同和行政をさまざまな人権課題の解決を目指す総合的な施策で推進することとします。</p> <p>同和教育の推進</p> <p>学校教育では、授業研究や教職員研修などを通じ、各学校間の連携を図り、児童・生徒が同和問題をはじめ多様な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に取り組もうとする態度や行動力を養います。また、地域や公民館、企業等においては、人権同和教育推進員・社会教育指導員、企業人権教育連絡会などを中心としてさまざまな同和教育活動を推進します。</p> <p>啓発活動の推進</p> <p>同和問題に対する正しい理解と知識を深めるため、上田市人権啓発推進委員会や上田人権擁護委員協議会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、講演会、研修会等の機会や広報誌・各種資料の提供を通して、啓発活動を推進します。</p> <p>相談事業の推進</p> <p>同和問題に関する市民からの様々な相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、隣保館や市民団体などによる相談活動を推進します。</p> <p>差別事象への適切な対応</p> <p>人権が侵害される差別事象が発生したときには、関係機関等と連携をして適切な対応を行います。</p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p><b>「人権同和教育の基本方針」（平成 20 年度）等に沿った具体的施策を、市民生活部人権男女共同参画課と教育委員会生涯学習課を中心に推進します。</b></p>	<p>5 同和問題</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>わが国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に<b>置かれること</b>を強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けるという、<b>わが国固有</b>の人権問題です。</p> <p>昭和 44 年（1969 年）に同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消するという目標をもった「同和对策事業特別措置法」が制定され、各種の特別対策を講じてきた結果、上田市でも実態的な差別は大きく改善され、平成 14 年（2002 年）には特別対策が終了し、今後は一般対策で対応することになりました。</p> <p>上田市での同和教育においては、保育園・小学校・中学校・高校・大学などや公民館における住民の学習、解放子ども会の活動、企業における同和教育の実践を進めてきました。また、人権啓発としては上田市人権啓発推進委員会による啓発活動を行っています。これらの取組により、心理的な差別についてもその解消が進んできました。</p> <p><b>平成 24 年度に行った「人権に関する市民意識調査」の結果で、「同和問題について今も差別が残っている」と回答した人の割合は、61.5%といまだ差別問題は残っている状況です。</b>この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p><b>「上田市人権施策基本方針」などに基づき、これまでに取り組んできた成果と課題を踏まえ、同和問題の解決はあらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、真に差別のない明るい社会を目指します。</b></p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ア 同和教育の推進</p> <p>学校教育では、授業研究や教職員研修などを通じ、各学校間の連携を図り、児童・生徒が同和問題をはじめ多様な人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に取り組もうとする態度や行動力を養います。</p> <p>地域や公民館、企業等においては、人権同和教育推進員・社会教育指導員、企業人権教育連絡会などを中心としてさまざまな同和教育活動を推進します。</p> <p>イ 啓発活動の推進</p> <p>同和問題に対する正しい理解と知識を深めるため、上田市人権啓発推進委員会や上田人権擁護委員協議会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、講演会、研修会等の機会や広報誌・各種資料の提供を通して、啓発活動を推進します。</p> <p>ウ 相談事業の推進</p> <p>同和問題に関する市民からの様々な相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、隣保館や市民団体などによる相談活動を推進します。</p> <p>エ 差別事象への適切な対応</p> <p>人権が侵害される差別事象が発生したときは、関係機関と連携して適切な対応を行います。</p>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>6 外国人</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>上田市の外国人登録者数は、昭和 60 年(1985 年)には、430 人ほどでしたが、平成 19 年(2007 年)12 月末の登録者数は、5,465 人で、県内の市町村の中で最も多い状態です。急激な外国籍市民等の増加により、言葉や制度、習慣の違いから起こる様々な課題や問題が表面化してきました。</p> <p>このような状況から、国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人々が互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる社会を実現するため、外国籍市民等と関係を持つ、行政、企業、地域ボランティア等の団体により平成 17 年(2005 年)に「上田市外国籍市民支援会議」が設立されました。</p> <p>支援会議では、「上田市の多文化共生に関する調査報告書」を平成 19 年(2007 年)に作成し外国籍市民の実態を明らかにしました。また、平成 19 年には、「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」を定め、「上田市多文化共生のまちづくり推進計画」を策定しました。</p> <p>上田市における多文化共生のまちづくりを推進するためには、「指針」及び「計画」に沿って、行政、企業、地域ボランティア団体等がそれぞれの役割に応じて連携・協力し施策を実施することが必要です。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>「上田市多文化共生のまちづくり推進指針・上田市多文化共生のまちづくり推進計画（平成 19 年）」に基づいて、次の施策を実施します。</p> <p>コミュニケーションにかかわる支援</p> <p>外国籍市民等が生活に必要な情報の多言語での提供と、日本語を習得し自立した生活を送るために必要なコミュニケーションにかかわる支援を行います。</p> <p>生活にかかわる支援</p> <p>外国籍市民の定住化の傾向を踏まえ、すべての市民が安心して地域で生活を送ることができるよう、教育、雇用・労働、健康保険・年金、医療・保険・福祉、居住、防災・生活安全、外国人登録のそれぞれの課題に対して改善のための方向を示します。特に教育については、すべての外国籍児童生徒に学習の機会を保障し、日本語指導をはじめとする学習支援や生活指導を行う体制を整備します。</p> <p>多文化共生の地域づくり</p> <p>地域住民全体の多文化共生についての理解を進めるための施策の推進や、外国籍市民等の自助組織の育成と地域社会へ溶け込むための仕組みづくりなどを目指します。</p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p>「上田市多文化共生のまちづくり推進計画」（平成 19 年）等に沿った具体的施策を市民生活部市民課を中心に、「外国籍市民関係課会議」が連携して推進します。</p>	<p>6 外国人</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>上田市の外国人住民数は、平成 24 年 11 月末現在 3,718 人(2.3%)となっています。なお、平成 24 年(2012 年)7 月の外国人登録法の廃止とともに外国人も住民基本台帳に移行し、日本人と同様の基礎的行政サービスが受けられるようになりました。</p> <p>最近の傾向としては、外国人の定住化が進んでいきま<del>す</del>あり、日常生活をしていくうえで、課題としては、<del>教育、雇用・労働、健康保健・年金や医療・福祉などがあげられます。</del>様々な面で課題が生じています。</p> <p>こうした状況を踏まえて、すべての人が国籍や民族、文化の違いを互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる多文化共生社会を実現できるよう、平成 19 年(2007 年)に「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」を定めました。この指針に沿って、「上田市多文化共生推進協会（AMU）」が設立され、同協会を核として、多文化共生のまちづくりに向けた取組を行っています。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」などに基づき、外国人への必要な支援を行うとともに、国籍の異なる市民同士の交流を促進し相互の理解を深めることで、市民一人ひとりが、自分と異なる文化、宗教、生活習慣などの多様性に対し寛容な態度を持ち、これを尊重することができる社会を目指します。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ア 多文化共生のための教育<del>・啓発</del>地域づくり</p> <p><del>異なる文化や習慣を理解するための教育を学校教育・社会教育において進めます。</del></p> <p>地域住民と外国人との交流を通して、多文化共生についての理解を深めます。</p> <p><del>文化交流を促進し、地域で人々が共に生きていくための環境づくりを行いません。</del></p> <p>外国人が地域社会へ溶け込めるような仕組づくりを進めます。</p> <p>イ 生活相談や様々な支援の充実コミュニケーションに関わる支援</p> <p>教育や雇用・労働、医療・福祉などに加え、人権問題にも対応<del>できる</del>した、多言語<del>による</del>での相談体制を充実します。</p> <p>日本語を十分理解できない外国人向けに多言語での情報提供と日本語の習得支援を行いません。</p> <p>ウ 教育環境の整備面での支援</p> <p><del>日本の教育環境や日本語に不慣れな外国籍児童生徒のための支援体制の充実を図ります。</del></p> <p>外国人児童生徒に学習の機会を保障し、将来の生活設計を描けるよう育成に取り組みます。</p>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>7 犯罪被害者やその家族</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。</p> <p>犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成 12 年(2000 年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成 13 年(2001 年)には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められます。</p> <p>また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができます。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない状況です。</p> <p>こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>相談体制の充実</p> <p>犯罪被害者やその家族の悩みや精神的被害についての相談体制を充実します。庁内に開設している相談窓口との連携、更には、国・県・関係機関などで実施している相談窓口との連携による支援体制を整備します。</p> <p>被害からの回復支援策の実施</p> <p>市営住宅の優先入居制度を実施します。また、「犯罪被害者等給付金」制度の周知の実施、制度拡充についての取組を行います。</p> <p>市民理解の増進</p> <p>犯罪被害者等の人権や支援策について、周知・啓発活動を行います。また、関係機関と連携して、街頭啓発活動などを行います。</p> <p>(3) 具体的施策・推進担当課</p> <p>必要に応じて、上田市の状況に即した施策を策定し、市民生活部人権男女共同参画課を中心に、関係課が連携して推進します。</p>	<p>7 犯罪被害者やその家族</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>近年、さまざまな犯罪が後を絶たず、誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があります。日本での犯罪被害者への支援制度としては、昭和 55 年(1980 年)の「犯罪被害者等給付金支給法」の制定にはじまり、平成 16 年(2004 年)には「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者に関する施策の基本理念が定められました。さらに平成 17 年(2005 年)には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、犯罪被害者やその家族の権利や利益を守るための取組が進められています。</p> <p>しかしながら、犯罪被害者やその家族は、犯罪という理不尽な行為により、身体を傷つけられたり、家族のいのちを奪われたりするなどの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じる周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレス、医療費や転居などに伴う経済的な負担、捜査や裁判での精神的な負担など、事件に起因する精神的ショックや身体の不調など、いわゆる「二次被害」に苦しめられることもあります。</p> <p>犯罪被害者やその家族が地域社会の中で安心して暮らしていくためには、専門的な心のケアと適切な情報提供が必要であると同時に、市民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族のおかれている状況について正しく理解することが重要です。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>犯罪被害者やその家族に対する支援のためには、まず、被害の救済は犯罪被害者などの人権に基づくものであり、誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性があるとの認識のうえに立って、犯罪被害者やその家族を支え合える社会を目指します。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>ア 犯罪被害者やその家族の人権や支援策に関する啓発</p> <p>犯罪被害者やその家族の人権や支援策について、関係機関と連携して周知・啓発活動を行います。</p> <p>イ 関係機関・団体との連携</p> <p>犯罪被害者やその家族のニーズは、医療・裁判に関することなど多岐にわたっていることから、総合的に支援を行なうため、関係する機関・団体などと相互の連携を図っていきます。</p> <p>ウ 適時適切な犯罪被害者やその家族への支援</p> <p>犯罪被害者やその家族の状況に応じ、情報提供や、精神的被害に対するカウンセリングなど、関係機関と連携し、適時適切な支援を行います。</p>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>8 その他の人権問題</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>現在のわが国には、今までに述べた人権問題のほかにも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在します。今後、我々はこれらの人権問題にも意識や関心を高める必要があります。</p> <p><b>プライバシーをめぐる問題</b></p> <p>近年、情報化社会の進展に伴って、個人の情報が本人の知らない間に収集・利用されることや、インターネットを通じて、無責任な他人への誹謗・中傷等が多発しており、プライバシーの侵害や人権侵害が発生しています。</p>	<p><b>8 インターネットによる人権侵害</b></p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>インターネットの急速な普及に伴い、多くの人々が情報の収集や発信、コミュニケーションなどの情報を瞬時に得ることができ、利便性は大きく向上しましたが、発信者の匿名性を悪用し、電子掲示板への誹謗中傷や差別的書き込みなど、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。</p> <p>このため、平成 14 年（2002 年）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、これに関連して「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が策定され、重大な人権侵害で被害者自身が被害の回復を図ることが困難な場合に、法務省人権擁護局や全国の法務局がプロバイダなどに削除を依頼することができるようになりました。</p> <p>高度情報化社会に中であって利便性が向上する一方で、インターネットを利用するに当たっては、特性と影響、情報の収集・発信における利用者のモラルを高める必要があります。</p> <p>また、小・中学生などの青少年のインターネット利用が年々増加して、学校裏サイトなどにおける誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になり、事件に巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況の中平成 21 年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されインターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策がされています。しかし、青少年のインターネット利用に関しては、親はもちろんのこと学校はじめ関係する機関、団体などが相談や啓発などに取り組む必要があります。</p> <p>(2) 施策の基本方針</p> <p>「上田市情報化基本計画」などに基づき、インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について確かな知識や情報の収集・発信における個人責任や情報モラルを身につけ、安心安全安全安心なインターネットの利用を目指します。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p><b>ア インターネット利用に関する教育や啓発の推進</b></p> <p>学校のみならず社会全体で、情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力を育成します。</p> <p>インターネットの特性とその影響について理解し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解する教育・啓発を行ないます。</p> <p><b>イ 相談体制の構築</b></p> <p>インターネットによる人権侵害の相談に対応するため、関係機関と連携した相談体制を整えます。</p>

上田市人権施策基本方針（平成 20 年 10 月）	上田市人権施策基本方針（改定）案
<p>8 その他の人権問題</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p><b>現在のわが国には</b>、今までに述べた人権問題のほかにも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在します。今後、我々はこれらの人権問題にも意識や関心を高める必要があります。</p> <p>プライバシーをめぐる問題</p> <p>近年、情報化社会の進展に伴って、個人の情報が本人の知らない間に収集・利用されることや、インターネットを通じて、無責任な他人への誹謗・中傷等が多発しており、プライバシーの侵害や人権侵害が発生しています。</p> <p>刑を終えて出所した人</p> <p>刑を終えて出所した人に対しては、<b>まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関する差別や、悪意のある噂や地域社会等からの拒否的な感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。</b></p> <p>病気にかかわる人</p> <p>HIV 感染症（エイズ患者）やハンセン病、難病の患者・感染者等<b>に対する偏見や誤解などから、差別が発生しています。</b></p> <p><b>性的マイノリティー</b></p> <p>人の性愛の対象は多様ですが、同性愛や両性愛の人々など性的志向の人に対する偏見や差別は根強いものがあります。また、性同一性障害の人に対する偏見や差別も見受けられます。</p> <p>地域社会の慣行による人権</p> <p>地域社会にはさまざまな慣行や因習がありますが、中には合理性が無く差別的なものも見受けられます。また、他の地域からの転入者に対して、よそ者であるという差別意識も見受けられます。</p> <p>アイヌの人々</p> <p><b>アイヌ民族であることを理由に結婚や就職等で様々な差別を受け、経済的にも零細な状況におかれてきています。</b></p> <p><b>ホームレスの人々</b></p> <p>さまざまな事情から公園等で生活を余儀なくされる人々があります。そして、偏見や差別の対象となる場合があり、暴力事件等も発生しています。</p> <p>拉致被害者</p> <p>拉致問題は、国家間の重大な人権侵害です。</p> <p>パワーハラスメント</p> <p>職場内の労働問題であるばかりでなく、本人やその家族の生存権をも脅かす人権問題です。</p> <p>(3) 施策の方向</p> <p>社会生活に存在するさまざまな人権問題について、市民の理解を得るために家庭、学校、職場、地域社会等での正しい認識の普及と啓発に努め、人権問題の解決のためにそれぞれの人権問題に対応した人権施策を推進します。</p> <p>また、社会の進展や変化に伴う新しい人権問題についても、情報収集や調査、研究を行い、的確に対応する人権施策を推進します。</p> <p>(4) 具体的施策・推進担当課</p> <p>必要に応じて、上田市の状況に即した施策を策定し、市民生活部人権男女共同参画課を中心に、関係課と連携して推進します。</p>	<p>9 その他の人権</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>今までに述べた人権問題のほかにも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在します。今後、我々はこれらの人権問題にも意識や関心を高める必要があります。</p> <p>パワーハラスメント</p> <p>職場内の労働問題であるばかりでなく、本人やその家族の生存権をも脅かす人権問題です。</p> <p>北朝鮮当局による人権侵害</p> <p>拉致問題は、<b>人間の尊厳、人権及び基本的自由の侵害であり、国家間の重大な人権侵害です。拉致問題については、広範な世論の支持と理解が不可欠なことから、関心と理解を深めるための啓発が必要です。</b></p> <p>HIV 感染者やハンセン病患者など</p> <p>HIV 感染者・エイズ患者やハンセン病、難病の患者・感染者などに対する<b>いわれのない差別や偏見を受けることがないように、正しい知識の普及や理解の促進が必要です。</b></p> <p>地域社会の慣行による人権</p> <p>地域社会にはさまざまな慣行や因習がありますが、中には合理性が無く差別的なものも見受けられます。また、他の地域からの転入者に対して、よそ者であるという差別意識も見受けられます。</p> <p>刑を終えて出所した人</p> <p>刑を終えて出所した人が<b>更正し、社会の一員として日常生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要なことから、偏見や差別に向けた啓発が必要です。</b></p> <p><b>性的指向・性同一性障害</b></p> <p>人の性愛の対象は多様ですが、同性愛や両性愛の人々など性的指向の人に対する偏見や差別は根強いものがあります。また、性同一性障害の人に対する偏見や差別も見受けられます。</p> <p><b>ホームレス</b></p> <p>さまざまな事情から公園などで生活を余儀なくされる人々があります。そして、偏見や差別の対象となる場合があり、暴力事件なども発生しています。</p> <p>アイヌの人々</p> <p><b>アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めることは、アイヌの人々の人権を尊重するうえでも必要なことから、教育、啓発に努めていきます。</b></p> <p>ほかにも中国帰国者の人権や、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題など様々な人権問題が存在します。今後、我々はこれらのほか新たに発生する人権問題にも意識や関心を高める必要があります。</p> <p>(2) 施策の方向</p> <p>社会生活に存在するさまざまな人権問題について、市民の理解を得るために家庭、学校、職場、地域社会などでの正しい認識の普及と啓発に努め、人権問題の解決のためにそれぞれの人権問題に対応した人権施策を推進します。</p> <p>また、社会の進展や変化に伴う新しい人権問題についても、情報収集や調査、研究を行い、的確に対応する人権施策を推進します。</p>